

「週休2日工事」試行実施要領

平成28年6月8日
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」とは、4週6休以上の休日確保することをいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、夏季休暇（3日間。以下同じ）、年末年始休暇（6日間。以下同じ）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「休日」とは、対象期間における現場での作業を一切行わない日（現場閉所日）をいう。ただし、夏季休暇、年末年始休暇は含まない。

(試行の対象)

第3 週休2日工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）例

5 その他の事項 本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

特記仕様書記載例（第1章第〇条に記載するものとする。）

第〇条 休日の確保 本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。 試行にあたっては、『「週休2日工事」試行実施要領』に基づき行う。 試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。 (http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/syukyu2kamoderu.html)

(実施手続)

第4 受注者は、週休2日工事の試行実施について、工事打合簿（別記様式1）により、発注者へ協議するものとする。

2 前項において、協議が調い、週休2日工事の試行を実施する場合、受注者は週休2日の計画を反映した計画工程表を提出するものとする。

- 3 受注者は、週休2日の取得計画及び実績の確認のため、別紙1を参考に週間工程表を作成し、毎週初日に主任監督員に提出するものとする。
- 4 主任監督員は、前項により提出された週間工程表を基に、休日の確保状況を確認するものとする。
- 5 受注者は、別紙2を参考とし、工事看板に「週休2日工事」である旨を記載するものとする。
- 6 受注者は、工事完了後14日以内（土、日及び祝日を含む。）に別紙3によりアンケートに回答するものとする。
- 7 受注者は、週休2日の取組結果について、工事打合簿により、発注者へ報告するものとする。
- 8 前項において、達成状況について協議が調った後、第5の補正率を決定するものとする。なお、その際発注者が監督員指示書（別記様式2）により、受注者へ指示するものとする。

（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費の補正）

第5 週休2日工事の試行を実施し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注者は最終変更契約において、労務費、機械経費（賃料）・間接工事費に下表の補正係数を乗じるものとする。

	閉所状況		
	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率（※）	28.5%以上	25%以上 28.5未満	21.4%以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費	1.04	1.03	1.02
現場管理費	1.06	1.04	1.03

※現場閉所率・・・対象期間に占める現場閉所日数の割合

（留意事項）

- 第6 週休2日工事の試行実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- (1) 休日には現場での作業などは一切行わない（現場を閉所する。）こととする。
 - (2) 受注者が休日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合、休日として扱うものとする。
 - ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

- (3) 前号に掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。
- (4) 休日の計画を変更する場合は、監督員への事前協議を要するものとする。
ただし、降雨、降雪により、予定外の現場閉所とする場合は、その旨を速やかに監督員にメールまたはファクシミリにより連絡するものとし、休日とみなすものとする。
- (5) 週休2日工事はワンデーレスポンス対象工事とする。
- (6) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

(実施証明書の発行)

第7 週休2日(4週6休以上)を達成した工事には、発注者から受注者に週休2日実施証明書(別記様式3)を発行する。

2 実施証明書の発行は、工事成績評定通知時に行う。

附 則

この要領は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年2月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に『「週休2日モデル工事」試行実施要領』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領(平成30年2月15日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領(平成30年8月1日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に『「週休2日工事」試行実施要領(平成元年7月1日施行)』を適用した工事については、なお従前の例による。